

無登録で暗号資産交換業を行う者の名称等について(国内)

(Names, etc. of Persons who Conduct Virtual Currency Exchanges Business without Registration)

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている無登録業者は、警告書の発出を行った時点で資金決済に関する法律第63条の2の規定に違反し、無登録で暗号資産交換業を行っていることが確認できた者です。そのため、掲載されていない者であっても、無登録交換業に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている無登録業者について、必ずしも、現在の無登録営業の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

・暗号資産交換業者は金融庁・財務局への登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か確認してください。

・令和2年5月の資金決済法改正により、「仮想通貨」から「暗号資産」に法令上の呼称が変更されました。そのため、2年5月以前に警告書を発出した業者に係る記載内容は、「仮想通貨」の呼称を用いています。

商号、名称又は氏名等 (Trade Name or Name, etc.)	所在地又は住所 (Location of Office or Address)	暗号資産交換業の内容等 (Content, etc. of Virtual Currency Exchanges Business)	備考 (Notes)	掲載時期 (Publication time)
久積篤史	東京都港区六本木3丁目7番1号3901号室	SNS等を通じて、暗号資産交換業を行っていたもの。	「CHIP SWAP」と称する専用サイトなどを通じて暗号資産を販売しているほか、「エクストラバガンザインターナショナル株式会社」の商号を用いて取引しているとの情報が寄せられている。	令和4年3月